

茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成34年4月1日から施行する。